

北星学園大学 危機管理に関する規程

第1章 総 則

〔目的及び基本原則〕

第1条 この規程は、北星学園大学大学院、北星学園大学及び北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）における危機管理、倫理の保持、キャンパス・ハラスメントの防止・解決及び情報セキュリティ等に関し必要な事項を定めることにより、本学の構成員である学生（大学院院生、研究生、科目等履修生及び留学生を含む）及び教職員（非常勤講師、ティーチングアシスタント及び臨時職員を含む）等（以下「構成員」という）の生命、身体並びに財産（教育研究上重要な情報資産を含む）を侵害し、本学の教育研究活動に重大な支障を来し、又は本学の財産及び社会的信用を損なうおそれのある非常事態等に組織として責任ある対応を行い、もって本学構成員にとって良好な大学環境を確保することを目的とする。

II 本学における良好な大学環境を確保することは、本学構成員の責務であることを自覚するとともに、本学の大学環境を損なうと懸念される事態を未然に防ぎ、又は自主的に解決するよう努めるものとする。

〔定 義〕

第2条 この規程において「危機」とは、次の各号のいずれかに該当する非常事態をいう。

- 1 本学の構成員の生命、身体並びに財産を侵害するおそれのある事態
- 2 本学の教育研究に重大な障害を来すおそれのある事態
- 3 本学の財産を損ない、又は施設管理に重大な障害をもたらすおそれのある事態
- 4 本学の社会的信用や評価を著しく低下させるおそれのある事態
- 5 本学と近隣住民との良好な関係を著しく損なうおそれのある事態
- 6 その他前5号に掲げる事態に準ずるものであって、本学において組織的に対応することが必要と認められる事態

II この規程において「危機管理」とは、前項に掲げる危機の発生を防止又は回避する措置、かかる危機から本学の構成員の生命、身体並びに財産を保護するための措置、かかる危機が本学の教育研究活動に及ぼす影響を最小とするために講じられるその他の措置をいう。

III この規程において「キャンパス・ハラスメント」とは、本学の構成員が、その権威、権限又は権力を背景に、教育、研究、学習、職務遂行及び生活場面で他の構成員に不利益を与えることをいい、本条第IV項、第V項及び第VI項に定めるものをいう。

IV この規程において「アカデミック・ハラスメント」とは、教員が、単位認定、指導等の教育上の権威、権限又は権力を背景に、本学の教育、研究、学習及び生活場面で学生に不利益を与えることをいい、以下のような内容を含む。

- 1 学生の研究及び学習に対する妨害並びにいやがらせ
- 2 講義及び演習等における教育並びに指導の面での差別的な取扱い
- 3 学生の授業及び研究結果に対する不当な評価
- 4 成績評価の結果やその根拠の開示を求める学生の請求に関する不当な拒否
- 5 教員の職務又は職務外での奉仕の強要
- 6 学生を萎縮させるような強圧的な対応
- 7 学生を劣等者扱いするような侮蔑的な対応
- 8 学生のプライバシーの侵害
- 9 その他学生がアカデミック・ハラスメントと認知する社会通念に照らし許容される限度を超

えた言動

V この規程において「セクシュアル・ハラスメント」とは、本学の構成員が、言葉、視覚又は行動等により、教育、研究、修学又は課外活動上の関係等を利用して、その他の構成員を不快にする性的な言動等を行うことをいい、以下のような内容を含む。

- 1 教育、研究、修学又は課外活動上の利益もしくは不利益を与えることを条件にして、性的要求への服従を求めること
- 2 相手が望まないにも拘らず、性的誘い掛けを行うこと又は性的に親密な態度を要求すること
- 3 性的言動又は掲示等により、不快の念を懐かせるような環境を作り出すこと
- 4 その他行為者の意図に拘らず、その行為を性的に不快なものであると相手が認知すること

VI この規程において「その他のハラスメント」とは、本学の構成員が、本条第IV項及び第V項に規定するハラスメントを除き、パワー・ハラスメント等、構成員相互の関係を利用して、他の構成員に不利益を与えることをいう。

VII キャンパス・ハラスメントの申立てにおいて、当該ハラスメントが本条第IV項から第VI項のいずれの条項に該当するかは、申立人の訴えによるものとする。

第2章 全学危機管理委員会の設置、任務及び審議事項

[全学危機管理委員会の設置]

第3条 本学に全学危機管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

[委員会の任務]

第4条 委員会は、本学における危機管理の必要性と重要性について教職員に啓蒙するとともに、第2条第I項に掲げる危機に迅速かつ適切に対応するための危機管理体制を整備・点検し、個別の危機的状況に対応するための危機管理マニュアルを策定し、現に生じた個別の危機への対応を事後に検証・総括することを任務とする（危機管理任務）。ただし、現に生じた個別の危機への対応は、原則として、当該危機に迅速かつ適切に対応できる本学の組織又は機関に委ねるものとする。なお、危機管理に係る組織又は機関は、委員会が策定する危機管理マニュアルに従って個別の危機に対応するものとする。

II 委員会は、本学の教職員による教育、研究、事務処理、情報取扱その他の業務（以下「教職員の業務」という）に関する倫理の保持に努めるとともに、その業務に伴う倫理上の問題の発生を防止し、全学的な対応を要する重大な倫理上の問題が生じた場合には、迅速かつ適切な措置を講ずることを任務とする（倫理保持任務）。

III 委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止・解決に関する次の各号に掲げる事項を任務とする（ハラスメント防止・解決任務）。

- 1 本学においてキャンパス・ハラスメントが発生する可能性を認識し、その発生を防止するための施策を検討し、実施すること
- 2 キャンパス・ハラスメントに関する本学内の認識を高め、防止に資する啓発、研修活動を行うこと
- 3 キャンパス・ハラスメントの防止及び解決に係るシステムを監督し、必要な改善を図ること
- 4 キャンパス・ハラスメントの申立てを受けた場合には、その申立内容に応じて、第22条に規定するアカデミック・ハラスメント調査解決委員会、又は第28条に規定するセクシュアル・ハラスメント調査解決委員会を直ちに組織すること
- 5 前号の調査解決委員会から受けた調査結果及び解決回答に関する上申に基づいて、最終決定を行い、その解決策を申立人又はその代理人及びアカデミック・ハラスメント又はセクシュ

アル・ハラスメントの申立対象者に通知すること

6 第17条、第25条及び第31条に規定する不服申立てに対応すること

7 前2号により最終確定した解決回答を速やかに実施すること

8 第34条に基づいてその他のハラスメントが申立てられた場合には、申立内容に応じて適切な措置を講ずること

9 その他キャンパス・ハラスメント防止に必要と認められる事項

IV 委員会は、本学における情報基盤の安全を確保し、かつ適切な運用を図ることを任務とする(情報セキュリティ任務)。

[委員会の審議事項]

第5条 委員会は、本学の危機管理に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

1 本学における総合的な危機管理体制の整備・点検に関する事項

2 本学における危機管理マニュアルの作成に関する事項

3 個別の危機的状況への対応の検証・総括に関する事項

4 全学的な防災訓練等の実施に関する事項

5 危機管理に係るその他の委員会との連絡調整に関する事項

6 その他危機管理に関し必要な事項

II 委員会は、本学の倫理保持に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

1 教職員の業務に係る倫理を保持するための諸施策の検討及び実施に関する事項

2 教職員の業務に係る倫理上の問題の発生を防止するための諸施策の検討及び実施に関する事項

3 教職員の業務に係る倫理上の問題が生じた場合における倫理調査委員会の設置に関する事項

4 倫理調査委員会からの調査結果の審議及び処置に関する事項

5 倫理綱領の策定及び改訂に関する事項

6 その他本学の倫理保持に必要な事項

III 委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止・解決に関する必要な事項について審議する。

IV 委員会は、情報セキュリティに関する次の各号に掲げる事項について審議する。

1 情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という）の基本方針に関する事項

2 情報セキュリティの組織体制に関する事項

3 ポリシーの評価及び見直しに関する事項

4 ポリシーの啓発活動に関する事項

5 不正アクセス及び事故・障害時の対応に関する事項

6 ポリシー違反者への対応に関する事項

7 ポリシーの対策基準に関する事項

8 ポリシーの実施手順に関する事項

9 その他情報セキュリティに関し必要な事項

第3章 委員会の組織

[委員会の構成]

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員長が特に必要と認めた事項を審議する場合は、総合情報センター長及び情報システム課長を加えて構成することができる。

1 学長

- 2 副学長
- 3 学部長、短期大学部長
- 4 学生部長
- 5 事務局長
- 6 事務局次長
- 7 大学事務部長

[委員会の委員長]

第7条 委員会の委員長は、学長をもって充てる。

- II 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総括する。

第4章 委員会の運営

[委員会の運営]

第8条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議事を整理する。

- II 委員会は、5人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、又は議決をすることができない。
- III 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- IV 委員会の委員が倫理調査委員会、アカデミック・ハラスメント調査解決委員会、セクシュアル・ハラスメント調査解決委員会又はその他のハラスメント調査解決委員会の委員に選任された場合は、委員長が必要と認めたときは、委員会の審議に陪席することができる。
- V 委員会は、委員長が必要であると認めた場合には、委員会において各調査委員会の委員長又は構成員に対して調査結果について説明を求めることができる。

[委員長代理]

第9条 委員会に委員長代理を置き、委員長代理は、委員長不在の場合その職務を代行する。

- II 委員長代理は、副学長をもって充てる。

[会議の議事録]

第10条 委員会の会議の議事は、すべて議事録として記録するものとする。

- II 前項の議事録は、委員長の指示に従い、総務課の担当係員がこれを作成するものとする。

[事務]

第11条 委員会の事務は、総務課が処理する。なお、総務課が対応できない事案が発生した場合には、総務課以外の課が処理することができる。

第5章 倫理調査委員会

[申立て]

第12条 教職員は、他の教職員（教職員集団又は教職員組織を含む）の業務に関して評議会が定める倫理綱領に違反、又はその疑いのある場合には、委員会にその調査及び問題解決を求める旨の申立てを行うことができる。

- II 本人は、申立てにより不利益を受けない。本人は、申立てにより不利益を受けたと認知する場合には、委員会に対し、改めてその事実に関する調査及び解決を申立てることができる。
- III 本人は、いつでも申立てを取り下げることができる。

[申立ての方法]

第13条 前条の申立ては、申立ての対象となっている教職員、教職員集団又は教職員組織（以下「倫理調査の申立対象者」という）を特定して、文書をもって行うことができる。なお、特段の事

情がある場合には、申立ての文書を郵送により提出することができる。

〔倫理調査委員会〕

第14条 委員会は、前条に定める申立てがあった場合には、当該申立て内容を吟味し、倫理綱領に照らして迅速かつ適切な調査及び問題解決が必要であると判断したときには、倫理調査委員会を速やかに設置しなければならない。倫理調査委員会を設置しないと決定した場合には、申立人にその理由を告知しなければならない。

II 倫理調査委員会は、倫理調査の申立対象者を除く教職員のうちから、委員会により任命された4人及び委員会が委嘱した外部の専門家1人をもって構成する。なお、委員長が認めた場合には、委員会の構成員が倫理調査委員になることを妨げない。

III 倫理調査委員会の委員長は、教職員のうちから任命された委員がこれを互選する。

IV 委員会は、申立人に対し、倫理調査委員会の設置とその構成員について通知しなければならない。

V 申立人は、倫理調査委員会の設置の可否又は構成員について異議がある場合には、通知日から7日以内に所定の書面で異議を申立てることができる。委員会は、申立人より異議があった場合には、異議申立を受領した日から10日以内に異議申立の可否について、申立人に通知する。

VI 委員会は、倫理調査委員会の委員の構成が確定した後に申立対象者に対し、倫理調査委員会の設置について通知するとともに、申立書を開示するものとする。

VII 倫理調査委員会を設置する期間は、当該事案の不服申立に対する委員会の回答が行われるまでの間とする。

VIII 倫理調査委員会は、申立てられた事項に関して、原則として倫理調査委員会が設置された日から6月以内に委員会に対して回答を行うものとする。なお、6月を超えると見込まれる場合には、委員会に、その理由を付して文書で速やかに報告し、委員会の承認を得なければならない。

IX 倫理調査委員会の事務は、総務課が処理する。なお、総務課が対応できない場合には、総務課以外の課が処理することができる。

〔調査及び解決の手続き〕

第15条 倫理調査委員会は、申立人と面談し、申立内容の確認を行わなければならない。なお、申立人は、日本語を母語としない者に限り、倫理調査委員会への申し出により、申立人の負担により通訳者を付けることができる。

II 倫理調査の申立対象者は、日本語を母語としない者に限り、倫理調査委員会への申し出により、申立対象者の負担により通訳者を付けることができる。

III 倫理調査委員会は、倫理調査の申立対象者に弁明の機会を保障しなければならない。

IV 倫理調査委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の教職員又はその他関係部署から意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取された者はその事実及び内容等について、倫理調査委員会の外部に漏らしてはならない。

〔調査結果の通知と解決策の提示〕

第16条 倫理調査委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立内容が肯定されると認めた場合には、次の各号に掲げる解決策から相応しい解決策を委員会に上申しなければならない。

1 倫理調査の申立対象者からの謝罪

2 原状回復

3 その他適切と認められる策

4 必要と判断される場合は、懲戒処分の上申

II 倫理調査委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立てのあった評議会が定める倫理綱領違反、又はその疑いのある事実がないと認めた場合には、委員会に、その理由を付して

文書で報告しなければならない。

Ⅲ 委員会は、倫理調査委員会から提出された本条第Ⅰ項の解決策又は第Ⅱ項の認定について審議し、その結果を申立人、倫理調査の申立対象者に回答しなければならない。

Ⅳ 倫理調査委員会は、申立てに関する調査及び解決までの経緯を、委員会に文書で報告しなければならない。

〔解決回答に対する不服申立て〕

第17条 申立人は、委員会の解決回答について不服がある場合には、通知日から14日以内に文書で不服を申立てることができる。なお、委員会は、解決回答の際に、不服申立てが可能であること及びその方法を申立人に告知しなければならない。

Ⅱ 解決回答を通知された倫理調査の申立対象者は、その解決回答に不服がある場合には、通知日から14日以内に文書で不服を申立てることができる。

Ⅲ 委員会は、不服申立てがあった場合には、30日以内に不服を申立てた者に対して回答を行うものとする。

Ⅳ 不服申立ては、同一の理由に基づき繰り返すことはできない。

第6章 キャンパス・ハラスメントの防止及び解決

第1節 ハラスメントに関する注意義務

〔注意義務〕

第18条 本学の構成員は、この規程の定めに従い、第2条第Ⅳ項から第Ⅵ項までに定めるハラスメントの防止に努めるとともに、自ら行わないように注意しなければならない。

第2節 総合相談体制

〔総合相談体制〕

第19条 委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止及び申立ての受付のために、総合相談体制を整備するものとする。

Ⅱ 委員会は、申立てを受け取る窓口を、大学内及び大学外に設置し、大学内の窓口を総合相談窓口とする。申立人は、いずれの窓口も利用することができる。

Ⅲ 委員会は、申立ての窓口相談員を置くものとする。大学外については適切な機関もしくは専門家に委嘱するものとする。

Ⅳ 委員会は、本条第Ⅱ項の総合相談窓口の他に、大学内のチャプレン室、各課窓口、国際教育センター、医務室及び学生相談室が、キャンパス・ハラスメントの防止及び申立ての受付の窓口としての役割を果たせるよう整備するものとする。

Ⅴ 委員会は、セクシュアル・ハラスメント相談員（以下「相談員」という）を指名し、その職務に関し適切な指示を与えるとともに、その職務を監督するものとする。

第3節 アカデミック・ハラスメント調査解決委員会

〔申立て〕

第20条 第2条第Ⅳ項に定めるアカデミック・ハラスメントを受けたと認知する学生は、その事実に関する調査解決を申立てる権利を有する。なお、卒業又は退学により学生たる身分を失った者は、身分の喪失後6か月以内に申立てなければならない。

Ⅱ 事情により学生自らが申立てできない場合には、代理人が、本人に代わって申立てることができる。

Ⅲ 学生又はその代理人は、申立てにより不利益を受けない。学生又はその代理人は、申立てに

より不利益を受けたと認知する場合には、委員会に対し、改めてその事実に関する調査及び解決を申立てることができる。

IV 学生又はその代理人は、いつでも申立てを取り下げることができる。

〔申立ての方法〕

第21条 前条の申立ては、申立ての対象となっている教員、教員集団又は教員組織（以下「アカハラ
の申立対象者」という）を特定し、又はこれを特定せずに教員組織のみを明示して、相談窓口
の所定の書面によるもののほか、口頭、電話、文書、ファクシミリ、電子メール等で行うこと
ができる。ただし、所定の書面によらない申立てについては、相談窓口で申立てを受け付けた
者が、これを書面に記録し、申立人の署名を得なければならない。

〔アカデミック・ハラスメント調査解決委員会〕

第22条 委員長は、学生によりアカデミック・ハラスメントの申立てがあった場合には、直ちに委員会
を招集し、アカデミック・ハラスメント調査解決委員会（以下「アカハラ調査解決委員会」と
いう）を設置するものとする。ただし、申立人の意に反して設置することはできない。

II アカハラ調査解決委員会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。なお、委員会が必要と判
断した場合には、委員会により指名された学生2人を加えることができる。

1 アカハラの申立対象者を除く教員から、委員会が指名した者3人（ただし、対象教員を特
定しない申立てについては除かれる教員はない。）なお、委員長が認めた場合には、委員会の
構成員がアカハラ調査解決委員になることを妨げない。

2 委員会が委嘱した外部の専門家1人

III アカハラ調査解決委員会の長は、教員3人の互選とする。

IV 委員会は、申立人に対し、アカハラ調査解決委員会の設置及びその構成員について通知しな
ければならない。

V 申立人は、アカハラ調査解決委員会の設置又は構成員について異議がある場合には、通知日
から7日以内に所定の書面で異議を申立てることができる。委員会は、申立人より異議があっ
た場合には、異議申立を受領した日から10日以内に異議申立の可否について、申立人に通知す
る。

VI 委員会は、アカハラ調査解決委員会の委員の構成が確定した後に申立対象者に対し、アカハ
ラ調査解決委員会の設置について通知するとともに、申立書を開示するものとする。

VII アカハラ調査解決委員会を設置する期間は、当該事案の不服申立に対する委員会の回答が行
われるまでの間とする。

VIII アカハラ調査解決委員会は、申立てられた事項に関して、原則としてアカハラ調査解決委員
会が設置された日から6月以内に委員会に対して回答を行うものとする。なお、6月を超える
と見込まれる場合には、委員会に、その理由を付して文書で速やかに報告し、委員会の承認を
得なければならない。

〔調査及び解決の手続き〕

第23条 アカハラ調査解決委員会は、申立人又はその代理人と面談し、申立内容の確認を行わなけれ
ばならない。なお、申立人又はその代理人は、アカハラ調査解決委員会への申し出により、通
訳者等の介添人を付けることができる。

II アカハラの申立対象者は、日本語を母語としない者に限り、アカハラ調査解決委員会への申
し出により、申立対象者の負担により通訳者を付けることができる。

III アカハラ調査解決委員会は、アカハラの申立対象者に弁明の機会を保障しなければならない。

IV アカハラ調査解決委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の学生、教
員又はその他関係部署から意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取された者はその事実
及び内容等について、アカハラ調査解決委員会の外部に漏らしてはならない。

〔調査結果の通知と解決策の提示〕

第24条 アカハラ調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立内容が肯定されると認められた場合には、次の各号に掲げる解決策から相応しい解決策を委員会に上申しなければならない。

- 1 アカハラの申立対象者からの謝罪
 - 2 原状回復
 - 3 その他適切と認められる策
 - 4 必要と判断される場合は、懲戒処分の上申
- II アカハラ調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立てのあったアカデミック・ハラスメントの事実がないと認められた場合には、委員会に、その理由を付して文書で報告しなければならない。
- III 委員会は、第4条第III項第5号に基づき、アカハラ調査解決委員会から提出された、本条第I項の解決策又は第II項の認定について審議し、その結果を申立人又はその代理人、アカハラの申立対象者に回答しなければならない。
- IV アカハラ調査解決委員会は、申立てに関する調査及び解決までの経緯を、委員会に文書で報告しなければならない。

〔解決回答に対する不服申立て〕

第25条 アカデミック・ハラスメントの申立人は、委員会の解決回答について不服がある場合には、通知日から14日以内に所定の書面で不服を申立てることができる。なお、委員会は、解決回答の際に、不服申立てが可能であること及びその方法を申立人又はその代理人に告知しなければならない。

- II 解決回答を通知されたアカハラの申立対象者は、その解決回答に不服がある場合には、通知日から14日以内に所定の書面で不服を申立てることができる。
- III 委員会は、不服申立てがあった場合には、30日以内に不服を申立てた者に対して回答を行うものとする。
- IV 不服申立ては、同一の理由に基づき繰り返すことはできない。

第4節 セクシュアル・ハラスメント調査解決委員会

〔申立て〕

第26条 第2条第V項に定めるセクシュアル・ハラスメントを受けたと認知する学生又は教職員は、その事実に関する調査解決を申立てる権利を有する。なお、卒業、退学又は退職によって学生又は教職員たる身分を失った者は、身分の喪失後6か月以内に申立てなければならない。

- II 事情により学生自らが申立てできない場合には、代理人が、本人に代わって申立てることができる。
- III 学生、その代理人及び教職員は、申立てにより不利益を受けない。本人又はその代理人は、申立てによって不利益を受けたと認知する場合には、委員会に対し、改めてその事実に関する調査及び解決を申立てることができる。
- IV 学生、その代理人又は教職員は、いつでも申立てを取り下げることができる。

〔申立ての方法〕

第27条 前条の申立ての申立人が学生の場合には、申立ての対象となっている教職員又は学生（以下「セクハラ」の申立対象者」という）を明示して、相談窓口の所定の書面によるもののほか、口頭、電話、文書、ファクシミリ、電子メール等で行うことができる。ただし、所定の書面によらない申立てについては、相談窓口で申立てを受け付けた者が、これを書面に記録し、申立人の署名を得なければならない。

- II 前条の申立ての申立人が教職員の場合には、セクハラの対象者を明示して、文書をもって行うことができる。なお、特段の事情がある場合には、申立ての文書を郵送により提出することができる。

[セクシュアル・ハラスメント調査解決委員会]

第28条 委員長は、学生又は教職員によりセクシュアル・ハラスメントの申立てがあった場合には、直ちに委員会を招集し、セクシュアル・ハラスメント調査解決委員会（以下「セクハラ調査解決委員会」という）を設置するものとする。ただし、申立人の意に反して設置することはできない。

- II セクハラ調査解決委員会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。なお、委員会が必要と判断した場合には、学生男女各1人及び事務・用務職員1人（セクハラの対象者の所属する部署の者を除く）を委員会の指名により加えることができる。

1 セクハラの対象者を除く教員から、委員会が指名した者3人（ただし、対象教員を特定しない申立てについては除かれる教員はない。）なお、委員長が認めた場合には、委員会の構成員がセクハラ調査解決委員になることを妨げない。

2 委員会が委嘱した外部の専門家1人

- III セクハラ調査解決委員会の長は、教員3人の互選とする。

- IV 委員会は、申立人に対し、セクハラ調査解決委員会の設置及びその構成員について通知しなければならない。

- V 申立人は、セクハラ調査解決委員会の設置又は構成員について異議がある場合には、通知日から7日以内に所定の書面で異議を申立てることができる。委員会は、申立人より異議があった場合には、異議申立を受領した日から10日以内に異議申立の可否について、申立人に通知する。

- VI 委員会は、セクハラ調査解決委員会の委員の構成が確定した後に申立対象者に対し、セクハラ調査解決委員会の設置について通知するとともに、申立書を開示するものとする。

- VII セクハラ調査解決委員会の設置の期間は、当該事案の不服申立に対する委員会の回答が行われるまでの間とする。

- VIII セクハラ調査解決委員会は、申立てられた事項に関して、原則としてセクハラ調査解決委員会が設置された日から6月以内に委員会に対して回答を行うものとする。なお、6月を超えると見込まれる場合には、委員会に、その理由を付して文書で速やかに報告し、委員会の承認を得なければならない。

[調査及び解決の手続き]

第29条 セクハラ調査解決委員会は、申立人又はその代理人と面談し、申立内容の確認を行わなければならない。なお、申立人又はその代理人は、セクハラ調査解決委員会への申し出により、通訳者等の介添人を付けることができる。

- II セクハラの対象者が学生である場合には、セクハラ調査解決委員会への申し出により、代理人及び通訳者等の介添人を付けることができる。

- III セクハラの対象者が教職員である場合には、日本語を母語としない者に限り、セクハラ調査解決委員会への申し出により、申立対象者の負担により通訳者を付けることができる。

- IV セクハラ調査解決委員会は、セクハラの対象者に弁明の機会を保障しなければならない。

- V セクハラ調査解決委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の学生、教職員又はその他関係部署から意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取された者はその事実及び内容等について、セクハラ調査解決委員会の外部に漏らしてはならない。

[調査結果の通知と解決策の提示]

第30条 セクハラ調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立内容が肯定されると

認めた場合には、次の各号に掲げる解決策から相応しい解決案を委員会に上申しなければならない。

- 1 セクハラの手立対象者からの謝罪
 - 2 原状回復
 - 3 その他適切と認められる策
 - 4 必要と判断される場合は、懲戒処分の上申
- II セクハラ調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立てのあったセクシュアル・ハラスメントの事実がないと認めた場合には、委員会に、その理由を付して文書で報告しなければならない。
- III 委員会は、第4条第III項第5号に基づき、セクハラ調査解決委員会から提出された第I項の解決策又は第II項の認定について審議し、その結果を申立人又はその代理人、セクハラの手立対象者に回答しなければならない。
- IV セクハラ調査解決委員会は、申立てに関する調査及び解決までの経緯を、委員会に文書で報告しなければならない。

[解決回答に対する不服申立て]

- 第31条** セクシュアル・ハラスメントの手立人は、委員会の解決回答について不服がある場合には、通知日から14日以内に所定の書面で不服を申立てることができる。なお、委員会は、解決回答の際に、不服申立てが可能であること及びその方法を申立人又はその代理人に告知しなければならない。
- II 解決回答を通知されたセクハラの手立対象者は、その解決回答に不服がある場合には、通知日から14日以内に所定の書面で不服を申立てることができる。
- III 委員会は、不服申立てがあった場合には、30日以内に不服を申立てた者に対して回答を行うものとする。
- IV 不服申立ては、同一の理由に基づき繰り返すことはできない。

第5節 その他のハラスメント調査解決委員会

[申立て]

- 第32条** 第2条第VI項に定めるその他のハラスメントを受けたと認知する学生又は教職員は、その事実に関する調査解決を申立てる権利を有する。なお、卒業、退学又は退職によって学生又は教職員たる身分を失った者は、身分の喪失後6か月以内に申立てなければならない。
- II 事情により学生自らが申立てできない場合には、代理人が、本人に代わって申立てることができる。
- III 学生、その代理人及び教職員は、申立てにより不利益を受けない。学生、その代理人及び教職員は、申立てにより不利益を受けたと認知する場合には、委員会に対し、改めてその事実に関する調査及び解決を申立てることができる。
- IV 学生、その代理人又は教職員は、いつでも申立てを取り下げることができる。

[申立ての方法]

- 第33条** 前条の申立ての手立人が学生の場合には、申立ての対象となっている教職員又は学生（以下「その他のハラスメントの手立対象者」という）を明示して、相談窓口の所定の書面によるもののほか、口頭、電話、文書、ファクシミリ、電子メール等で行うことができる。ただし、所定の書面によらない申立てについては、相談窓口で申立てを受け付けた者が、これを書面に記録し、申立人の署名を得なければならない。
- II 前条の申立ての手立人が教職員の場合には、その他のハラスメントの手立対象者を明示して、文書をもって行うことができる。なお、特段の事情がある場合には、申立ての文書を郵送によ

り提出することができる。

〔その他のハラスメント調査解決委員会〕

第34条 委員長は、学生によりその他のハラスメントの申立てがあった場合には、直ちに委員会を招集し、その他のハラスメント調査解決委員会（以下「その他ハラスメント調査解決委員会」という）を設置するものとする。ただし、申立人の意に反して設置することはできない。

II 委員会は、教職員によりその他のハラスメントの申立てがあった場合には、当該申立て内容を吟味し、倫理綱領に照らして迅速かつ適切な調査及び問題解決が必要であると判断したときには、その他ハラスメント調査委員会を速やかに設置しなければならない。その他ハラスメント調査解決委員会を設置しないと決定した場合には、申立人にその理由を告知しなければならない。

III その他ハラスメント調査解決委員会は、その他のハラスメントの申立対象者を除く教職員のうちから、委員会により任命された4人及び委員会が委嘱した外部の専門家1人をもって構成する。なお、委員長が認めた場合には、委員会の構成員がその他のハラスメント調査解決委員になることを妨げない。

IV その他ハラスメント調査解決委員会の委員長は、教職員のうちから任命された委員がこれを互選する。

V 委員会は、申立人に対し、その他のハラスメント調査解決委員会の設置及びその構成員について通知しなければならない。

VI 申立人は、その他のハラスメント調査解決委員会の設置の可否又は構成員について異議がある場合には、通知日から7日以内に所定の書面で異議を申立てることができる。委員会は、申立人より異議があった場合には、異議申立を受領した日から10日以内に異議申立の可否について、申立人に通知する。

VII 委員会は、その他ハラスメント調査解決委員会の委員の構成が確定した後に申立対象者に対し、その他ハラスメント調査解決委員会の設置について通知するとともに、申立書を開示するものとする。

VIII その他ハラスメント調査解決委員会の設置の期間は、当該事案の不服申立に対する委員会の回答が行われるまでの間とする。

IX その他ハラスメント調査解決委員会は、申立てられた事項に関して、原則としてその他ハラスメント調査解決委員会が設置された日から6月以内に委員会に対して回答を行うものとする。なお、6月を超えると見込まれる場合には、委員会に、その理由を付して文書で速やかに報告し、委員会の承認を得なければならない。

〔調査及び解決の手続き〕

第35条 その他ハラスメント調査解決委員会は、申立人又はその代理人と面談し、申立内容の確認を行わなければならない。なお、申立人又はその代理人は、その他ハラスメント調査解決委員会への申し出により、通訳者等の介添人を付けることができる。

II その他のハラスメントの申立対象者が学生である場合には、その他ハラスメント調査解決委員会への申し出により、代理人及び通訳者等の介添人を付けることができる。

III その他のハラスメントの申立対象者が教職員である場合には、日本語を母語としない者に限り、その他ハラスメント調査解決委員会への申し出により、申立対象者の負担により通訳者を付けることができる。

IV その他ハラスメント調査解決委員会は、その他のハラスメントの申立対象者に弁明の機会を保障しなければならない。

V その他ハラスメント調査解決委員会は、双方の主張を明らかにするために、必要に応じて他の学生、教職員又はその他関係部署から意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取された

者はその事実及び内容等について、その他ハラスメント調査解決委員会の外部に漏らしてはならない。

〔調査結果の通知と解決策の提示〕

第36条 その他ハラスメント調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立内容が肯定されると認められた場合には、次の各号に掲げる解決策から相応しい解決案を委員会に上申しなければならない。

- 1 その他のハラスメントの申立対象者からの謝罪
- 2 原状回復
- 3 その他適切と認められる策
- 4 必要と判断される場合は、懲戒処分の上申

II その他ハラスメント調査解決委員会は、前条の調査に基づき審議を行った後、申立てのあったその他のハラスメントの事実がないと認められた場合には、委員会に、その理由を付して文書で報告しなければならない。

III 委員会は、第4条第Ⅲ項第8号に基づき、その他のハラスメント調査解決委員会から提出された第Ⅰ項の解決策又は第Ⅱ項の認定について審議し、その結果を申立人又はその代理人、その他のハラスメントの申立対象者に回答しなければならない。

IV その他のハラスメント調査解決委員会は、申立てに関する調査及び解決までの経緯を、委員会に文書で報告しなければならない。

〔解決回答に対する不服申立て〕

第37条 その他のハラスメントの申立人は、委員会の解決回答について不服がある場合には、通知日から14日以内に所定の書面で不服を申立てることができる。なお、委員会は、解決回答の際に、不服申立てが可能であること及びその方法を申立人又はその代理人に告知しなければならない。

II 解決回答を通知されたその他のハラスメントの申立対象者は、その解決回答に不服がある場合には、通知日から14日以内に所定の書面で不服を申立てることができる。

III 委員会は、不服申立てがあった場合には、30日以内に不服を申立てた者に対して回答を行うものとする。

IV 不服申立ては、同一の理由に基づき繰り返すことはできない。

第6節 その他

〔専門家への委嘱〕

第38条 第22条、第28条及び第34条に定める専門家への委嘱及び謝礼等については別に定める。なお、第14条については、これを準用する。

〔相談員の指名及び学生委員の選出方法〕

第39条 相談員の指名並びにアカハラ調査解決委員会及びセクハラ調査解決委員会の学生委員の選出方法については、別に定める。

〔委員会の事務〕

第40条 アカハラ調査解決委員会の事務は、教育支援課が処理する。セクハラ調査解決委員会の事務は、学生生活支援課が処理する。なお、教育支援課又は学生生活支援課が対応できない場合には、教育支援課又は学生生活支援課以外の課が処理することができる。

II その他ハラスメント調査解決委員会の事務は、総務課が処理する。なお、総務課が対応できない場合には、総務課以外の課が処理することができる。

第7章 二次被害及びプライバシー侵害の防止

〔二次被害の防止〕

第41条 倫理調査委員会、アカハラ調査解決委員会、セクハラ調査解決委員会及びその他のハラスメント調査解決委員会は、その調査及び解決の過程において、申立人が再度被害を受けないように注意しなければならない。

- II 倫理調査、アカハラ、セクハラ及びその他のハラスメントの申立対象者は、申立人に二次被害を与えてはならない。
- III 申立人は、調査及び解決過程において二次的に被害を受けたと認知した場合には、委員会に申立てることができる。
- IV 委員会は、前項の申立てがあった場合には、必要に応じて当該の調査解決委員会の委員の入替え等の措置を行うことができる。

〔プライバシー侵害の防止〕

第42条 この規程の定める調査及び解決に関わった者は、その調査及び解決の過程において知り得た個人情報を漏らしてはならない。

- II 情報の漏洩があった場合には、学校法人北星学園規程及び北星学園大学規程の定めるところにより、懲戒処分がなされる場合がある。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

- II 北星学園大学 全学倫理委員会規程（2009年4月1日）は、廃止する。
- III 北星学園大学 危機管理に関する規程（2009年4月1日）は、廃止する。
- IV 北星学園大学 情報セキュリティ委員会規程（2009年4月1日）は、廃止する。
- V 北星学園大学 キャンパス・ハラスメントの防止と解決に関する規程（2009年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

- II 2024年3月31日以前に受け付けた、第12条、第20条、第26条及び第34条に規定する申立ての取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

